

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件


原 告 佐藤博文

被 告 国（処分行政庁 防衛大臣）

証 拠 説 明 書 （ 4 ）

令和元年6月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 居城 美佐子 

※略語等は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)	写 入	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙6	答申書 (総務省情報公開・個人情報保護審査会)	写し	H30.3.7	情報公開・個人情報保護審査会においても、当該個人の同僚、親族等が知り得る情報を基準に特定の個人を識別することができるか否かを判断するという被告の主張と親和的な解釈論が採用されていること
乙7	各部隊毎の定員と主要 装備品の定数 (防衛省整備計画局)	写し		部隊等の最小単位である中隊等が50名程度であること
乙8	自衛隊の基地一覧（陸 上自衛隊） (防衛省整備計画局)	写し		駐屯地は、小規模なもので、所属人員が200名程度であること ※ ページ番号は、被告指

				定代理人において付した。
乙9	陸上自衛隊の階級別隊員数（平成30年3月末現在） （防衛省人事教育局）	写し	H30.7.6	陸上自衛官の階級が上位であればあるほど、その階級に属する者が少数になること